

必要な耐震化が図られていない庁舎の整備を実現するため、中消防署用地の早期選定を求める決議

庁舎関連整備を目的に取得された隣接旧国有地については、平成 28 年 3 月に熊野川土砂災害警戒区域に指定され、個別解除の可能性や対策工事の内容などについて滋賀県に照会がなされるも、同年 8 月には、敷地内における対策工事では解除できないとの結論に至っている。

現在、大津市においては、平成 27 年度に実施された庁舎整備検討業務で示された、本館は免震工法、別館は取り壊し、その上で中消防署を含む新棟を整備することを前提とする案のもと、基本方針の策定が進められているが、平成 28 年 11 月通常会議において、土砂災害警戒区域に指定されている隣接旧国有地については同署の設置場所として最適地とは言えないとの見解が示され、平成 29 年 9 月通常会議においても、建設候補地について調査検討していくとの答弁が繰り返されている。

今年度、庁舎整備基本方針を策定するにあたり、遅くとも本年 9 月までに中消防署移転候補地の選定を終えているはずであったが、現時点において大津市は適地を見出せておらず、その目途すら示されていない。

中消防署用地の選定ができていないままで庁舎整備基本方針を策定することは、大規模災害発生時における対応力や庁舎整備基本計画の実現性に影響を及ぼす事態となりかねず、この状況を看過することはできない。

よって、本市議会は、必要な耐震化が図られていない庁舎の整備を実現するため、大津市長に対し、早期に中消防署用地を選定することを求めるとともに、その選定に当たって、適地と判断した理由について本市議会及び市民に対し明らかにすることを求める。

以上、決議する。

平成 29 年 10 月 2 日

大津市議会